



プレキャストコンクリート製品－ 検査方法通則

JIS A 5365 : 2016

(JPCC/JSA)

平成 28 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 土木技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	宇治 公 隆	首都大学東京
(委員)	綾野 克 紀	公益社団法人日本コンクリート工学会（岡山大学）
	伊藤 康 司	全国生コンクリート工業組合連合会
	木幡 行 宏	室蘭工業大学
	近藤 秀 貴	一般社団法人セメント協会
	清水 和 久	特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会 (旭コンクリート工業株式会社)
	須田 久美子	鹿島建設株式会社
	棚野 博 之	国立研究開発法人建築研究所
	塚本 良 道	公益社団法人地盤工学会（東京理科大学）
	津川 優 司	一般社団法人日本建設業連合会（飛島建設株式会社）
	早川 光 敬	一般社団法人日本建築学会（東京工芸大学）
	久田 真	東北大学
	真野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	渡辺 博 志	国立研究開発法人土木研究所

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 28.4.20

官報公示：平成 28.4.20

原案作成者：特定非営利活動法人コンクリート製品 JIS 協議会

(〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-34-2 ムサシビル TEL 03-5298-2011)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本工業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：土木技術専門委員会（委員会長 宇治 公隆）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 検査及び検査方法の種類	2
5 検査方法の選択推奨基準	2
5.1 サンプリングの方法	2
5.2 検査ロット	2
5.3 検査項目	2
5.4 適用する試験方法	3
5.5 検査の判定	3
6 検査実施例	3
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	8
解 説	13

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人コンクリート製品JIS協議会（JPCC）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS A 5365:2010**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

プレキャストコンクリート製品—検査方法通則

Precast concrete products—General rules for method of inspection

1 適用範囲

この規格は、プレキャストコンクリート製品（以下、製品という。）について、製造された製品の検査方法の一般的な事項について規定する。ただし、日本工業規格が別途定められている建築用コンクリート製品には、この規格は適用しない。

なお、技術的に重要な改正に関する新旧対照表を附属書 A に記載する。

注記 この規格では、繰返しの製造に入った後に、製造された製品の検査を対象とし、“型式検査”については触れない。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 0203 コンクリート用語

JIS A 5363 プレキャストコンクリート製品—性能試験方法通則

JIS Z 9015-0 計数値検査に対する抜取検査手順—第 0 部：JIS Z 9015 抽取検査システム序論

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS A 0203** 及び **JIS Z 9015-0** によるほか、次による。

3.1

全数検査

ロット中の全ての検査単位について行う検査。

3.2

抜取検査

ロットから、あらかじめ定められた抜取検査方式に従って、サンプルを抜き取って検査し、その結果をロット判定基準と比較して、そのロットの合格・不合格を判定する検査。

3.3

無試験検査

品質情報、技術情報などに基づいて、サンプルの試験を省略する検査。

3.4

最終検査

製造業者が品質保証のために実施する製品の検査。